

姫路ろうあ協会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、姫路ろうあ協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を兵庫県姫路市安田 3 丁目 1 番地、姫路市総合福祉会館 2 階 聴覚障害者の交流スペースに置く。

(組 織)

第 3 条 本会は、姫路市及び姫路市周辺に在住する聴覚障害者をもって組織する。
2. 本会は、一般財団法人全日本ろうあ連盟及び近畿ろうあ連盟傘下団体の公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会に、西播ろうあ団体連絡会に加盟するため、組織する。
3. 本会は、特定非営利活動法人姫路市身体障害者福祉協会 聴覚言語障害部として所属する。

(目 的)

第 4 条 本会は、聴覚障害者相互の幸せを分かち合い、共に生きる心を育み、ノーマライゼーションの実現をめざすとともに自立と社会参加を促し、文化の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 聴覚障害者の生活安定に関する事項。
(2) 聴覚障害者の厚生・文化・教養に関する事項。
(3) 手話通訳者・盲ろう通訳・介助員等の養成指導及び派遣に関する事項。
(4) 社会に対し、聴覚障害者の啓蒙及び手話の普及に関する事項。
(5) 関係団体及び関係機関との連携・協議・請願等に関する事項。
(6) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会するもので、次の 7 種とする。
(1) 個人会員 15,000 円 当該事業年度開始時点で満 16 歳以上であることただし、学校在籍中のものは除く。
(2) 同居会員 14,000 円 同居している個人会員、性別を問わず 2 名以上同居していること。
(3) 高齢会員 10,000 円 当該事業年度開始時点で満 65 歳以上
(4) 学生会員 10,000 円 当該事業年度開始時点で満 16 歳以上の高等学校教育法で定められている学校等に在籍中の学生であること ただし、通信

- 制または企業等に籍を置いたまま大学、大学院在籍者は除く
- (5)特別会員 10,000円 生活困窮、施設利用者など特別な事情により 兵庫県聴覚障害者協会に承認された正会員
 - (6)賛助会員 3,000円 姫路市外の目的に贅同する者で個人会員であること。
 - (7)購読会員 1,000円 手話サークル員であること。

(入 会)

第7条 本会の会員または賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

- 第8条 本会の会員は、別に定める会費を7月末迄に納入しなければならない。
- 2. 前項の会費は、第3条の組織団体の分担金をプラスにして納入しなければならない。
 - 3. 賛助会員及び購読会員は、別に定める会費を7月末迄に納入しなければならない。

(退 会)

- 第9条 会員は、退会しようとするときは会長に退会の届け出書を提出しなければならない。
- 2. 会員が次のいずれかに該当するときは、退会した者とみなす。
 - (1)本人の死亡のとき。
 - (2)特別理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

- 第10条 本会の会員は、次のようなときに理事会の議決を経て除名することができる。
- (1)本会の会員が本会の名誉を著しく汚したとき。
 - (2)本会の会員が本会の趣旨及び目的に反する行為があったとき。
- この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 退会または除名された会員がすでに納入した会費は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- (1)会 長 1名
 - (2)副 会 長 2名以内
 - (3)事務局長 1名
 - (4)理 事 若干名
 - (5)監 事 2名

(役員を選任)

- 第13条 会長・理事・監事は、総会に於いてこれを選任する。
2. 副会長・事務局長は、理事の互選による。
 3. 監事と理事、専門部役員・委員の兼任は出来ない。
 4. 副会長をおかない事も出来る。

(役員の仕事)

- 第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその会務を代行する。
 3. 事務局長は、会務の処理及び事務を把握する。
 4. 理事は、専門部を構成し、会務を分担する。
 5. 監事は本会の会計を監査し総会に報告する。

(役員の任期)

- 第15条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは、補充することができる。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を解任)

- 第16条 本会の役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決を経て解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問、相談役)

- 第17条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(職員)

- 第18条 本会は、職員を置くことができる。
2. 職員は、理事会で承認し会長が任命する。

第 4 章 会 議

(機 関)

- 第19条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第20条 本会は、会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

(開 催)

- 第21条 定期総会は、毎年5月に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催

する。

3. 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

(権 限)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認。
 - (2) 次年度事業計画及び予算の決定。
 - (3) その他本会の運営に関する事項。
2. 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他本会会務の執行に必要な事項。

(招 集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2. 会議を招集するとき、会長は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時と場所を示して、開催しようとする日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、総会に於いて出席する会員より選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会に於いては会員の2分の1以上、理事会に於いては理事現在数の3分の2以上の出席をもって開催する。

(議 決)

第26条 総会の議事は、出席する会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、出席する理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員並びに理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前条2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 5 章 会 計

(会計経費)

第28条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 外部団体補助金。
- (3) 事業に伴う収入。

- (4) 寄付金。
- (5) その他の収入。

(会計管理)

第29条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 附 則

(会則の改正)

第31条 本会の会則の改正は、理事会の議決を経て総会の承認を得て会長が定める。

(細則、規定)

第32条 本会の運営に必要な細則及び規定は、理事会の議決を経て会長が定める。

(会則の施行)

第33条 本会の会則は、昭和28年 8月15日より施行する。
昭和29年 1月 3日に改正。
昭和40年 7月13日に改正。
昭和41年 1月 2日に改正。
昭和44年 7月13日に改正。
昭和53年 3月13日に改正。
昭和53年 6月18日に一部改正。
昭和61年 4月13日に一部改正。
平成 3年 9月 1日に改正。
平成 6年 4月 3日に一部改正。
平成10年 4月19日に改正。
平成19年 4月 1日に一部改正。
平成26年 4月27日に一部改正。
令和 2年 6月28日に一部改正。
令和 5年 5月28日に一部改正。